

令和3年(2021年)5月31日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

緊急事態宣言の再延長に伴う保育所等の対応について

日頃から保育所等の運営ならびに新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、緊急事態宣言期間が令和3年(2021年)6月20日(日)までに延長されました。保育所等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所することを国から求められているため、本市としても登園自粛要請は行わず、感染拡大防止対策を徹底したうえで平常どおりの運営を行います。

各保育所等では、職員の体調管理をはじめ、施設内の消毒や定期的な換気、行事の実施方法の工夫など感染防止に万全を期すよう努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましても、下記の対応について、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 感染拡大防止のためのお願い

保育所等での感染拡大防止には、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、そのためには各ご家庭のご協力が不可欠です。保護者の皆様には以下の対応にご協力いただきますようお願いいたします。

(1) 登園時のお願い

- ① 毎朝登園する前に、必ずご家庭にて園児及び保護者の検温をお願いします。
- ② 送迎の際、保護者はマスクを着用し、アルコール消毒又は手洗いの徹底をお願いします。
- ③ 園児の受入れ・受渡し方法については、各保育所等のルールに従ってください。

(2) 保育所等への連絡

次に該当する場合は、在園している保育所等へ速やかにご連絡をお願いいたします。

- ① 園児本人に発熱(目安 37.5℃以上)やせきなどの呼吸器症状が認められる場合
 - ② 園児又は園児の同居家族が濃厚接触者として特定された場合
 - ③ 園児又は園児の同居家族が PCR 検査を受けることとなった場合
 - ④ 園児又は園児の同居家族の PCR 検査結果が判明した場合
- ※ ①に該当する場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで、②③に該当する場合は、検査の結果陰性が確認されるまで(園児については保健所から健康観察期間の指定があった場合はその期間満了まで)登園を控えていただくようお願いいたします。

(3) 保育所等の利用にあたって

保育所等は、施設の特性上「3つの密(密閉・密集・密接)」の条件を満たしてしまう可能性も高いことから、お子様の感染リスクを回避する観点からも、従来どおりの取扱いではありますが、保護者の仕事が休みの日は可能な限りご家庭でお過ごしいただくことや、在宅勤務により通勤時間が短縮されている場合などは、早めにお迎えに来ていただくなど、必要な時間のみのお預かりとなるよう、ご理解とご協力をお願いします。(必要な保育の提供を妨げるものではありません。)

なお、今回の緊急事態宣言に伴う登園自粛の要請は行わないため、自主的な欠席に対する保育料の日割り減免は実施しません。

2 保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合のお願い

現時点では、新型コロナウイルス感染症が発生していない保育所等を含む市内全域での一斉臨時休園を行う予定はありませんが、市内保育所等において、在園児又は保育士等に感染者が発生(検査により陽性と診断)し、園内で感染拡大のおそれがある場合は、当該施設を臨時休園とします。(臨時休園期間中は、代替の施設も含めて保育所等の利用は原則できませんので、ご了承願います。)

また、在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、当該園児の保護者に対し、登園を避けるよう要請します。ご理解とご協力をお願いいたします。

(新型コロナウイルス感染症発生による臨時休園等及び園児が陽性、又は濃厚接触者に特定された場合については、保育料を日割り減免します。)

3 その他

今回の対応については、令和3年(2021年)5月31日時点の取扱いであり、国や東京都の要請や本市の感染拡大状況などにより、対応を見直す場合があります。

また、都内でも感染が拡大していると言われている新型コロナウイルスの変異株については、従来のウイルスと比べて感染力が強く、乳幼児にも感染しやすいとの報道もあります。

各ご家庭におかれましても、乳幼児、保護者及び保育士等への感染防止のため、また、保育所等の運営継続のため、日々の体調管理に十分留意いただくとともに、一人一人が「感染させないための行動」と「感染しないための行動」を意識していただきますよう、よろしく願いいたします。